

令和5年1月5日

「福島市地域公共交通計画」ほか2計画 ～パブリック・コメント実施～

施策等に関する下記計画の素案について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

記

1. パブリック・コメント対象案件 ※各計画の内容、特徴等については別紙のとおり

No.	計画・プラン名	担当課
1	福島市地域公共交通計画 ～誰もが移動しやすいまちを目指して～	交通政策課
2	福島市バリアフリー基本構想（中心市街地、飯坂温泉地区） ～誰にでもやさしいまちを目指して～	交通政策課
3	福島市都市計画道路見直し案 ～効率的な道路整備を目指して～	都市計画課

2. 意見の提出期間

令和5年1月5日（木）～2月6日（月）

3. 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所／各担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

4. 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

5. 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

6. その他



いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課
課長 清野 主任 松川
電話 024-563-7488（直通）

福島市地域公共交通計画 ～誰もが移動しやすいまちを目指して～

都市政策 部

交通政策 課

目指す姿	人・まちをつなぎ、にぎわいを運ぶ、未来へとつながる公共交通体系の確立し、誰もが移動しやすいまちを目指します。
計画の期間	令和5年度 ～ 令和9年度（5年間）
	<p>1 誰もが利用しやすく、地域の暮らしを支える公共交通の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家用車に過度に頼らなくても日常生活に不自由が無いよう、利便性向上やわかりやすい情報提供等により持続的な公共交通サービスを維持・確保 ・鉄道駅やバス停留所から一定の距離があり公共交通機関を利用しにくい地域においては、通院や買い物などの暮らしを支える移動手段を市民共創で検討 <p>2 都市の交流・活力・魅力向上に資する公共交通の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに資する公共交通網の維持・強化と来訪者が迷わずに利用できる情報の提供、環境の整備 ・都市のにぎわい創出につながる施策と交通政策を連動させながら、移動自体が目的となるようなワクワク感のある移動手段を提供  <p>3 安全安心で持続可能な公共交通の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚化・頻発化する自然災害に対して、計画的な施設の修繕や安全対策により災害に強い輸送体制を構築 ・交通事業者と行政が連携したバリアフリー化の推進及びゼロカーボンシティの実現に向けた低環境負荷車両の導入検討
意見提出期間	令和5年1月5日 ～ 令和5年2月6日
備考	

担当：交通政策課 交通政策係
課長 穴戸 係長 菅野
電話 024-525-3762（直通）



福島市バリアフリー基本構想（中心市街地、飯坂温泉地区） ～誰にでもやさしいまちを目指して～

都市政策 部

交通政策 課

健康福祉 部

共生社会推進 課


目指す姿	高齢者、障がい者等が利用する施設、経路のバリアフリー化を推進し、誰にでもやさしいまちを目指します。
計画の期間	令和5年度 ～ 令和9年度（5年間）
	<p>1 まち歩き点検による当事者目線のバリアフリー化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者団体等と中心市街地、飯坂温泉地区のまち歩き点検や意見交換会を実施、当事者目線のバリアフリー化を推進 ・まち歩き点検では、高齢者、障がい者等がよく利用する施設のほか、移動の円滑化を図るため、路線バス、電車に乗りし移動時のバリアフリー状況も確認  <p>2 国、県、交通事業者等と連携したバリアフリー化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市関係各課のみならず、国、県、交通事業者等もまち歩き点検に参加し課題を共有、関係機関が連携したバリアフリー化を推進 ・バリアフリー事業は毎年の進捗管理を行い、各機関の適切な役割分担のもと効果的な取組を実施 <p>3 ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な心身の特性や考え方を持つ方々が、相互に理解を深めるため、心のバリアフリーに繋がる事業に取組み、ハード事業と一体となったソフト面のバリアフリー化も推進 ・障がい当事者等の意見を踏まえ、統一的でわかりやすい案内表示をするためガイドラインの作成を検討
意見提出期間	令和5年1月5日 ～ 令和5年2月6日
備考	

担当：交通政策課 交通政策係
課長 宍戸 係長 菅野
電話 024-525-3762（直通）

福島市都市計画道路見直し案 ～効率的な道路整備を目指して～

都市政策部

都市計画課

<p>目指す姿</p>	<p>福島市の将来にわたる有効な道路網の再構築を行い、効率的な道路整備を目指します</p>																												
	<p><u>評価方法</u></p> <p>長期間未着手となっている都市計画道路を路線（区間）毎に定性的評価（「実現性」「必要性」「代替性」と定量的評価（将来交通量推計による交通処理機能）の2面性から総合的に評価を行います。</p> <p><u>福島市の都市計画道路</u></p> <p>福島市の都市計画道路は、令和4年4月1日現在、73路線延長約217kmを都市計画決定しています。</p> <p>【内訳】</p> <table border="0"> <tr> <td>整備済み路線</td> <td>38路線</td> <td>延長約132km</td> <td>（整備率約60.4%）</td> </tr> <tr> <td>事業中路線</td> <td>11路線</td> <td>延長約29km</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期未着手路線</td> <td>29路線</td> <td>延長約55km</td> <td>※見直し対象路線</td> </tr> </table> <p><u>見直しの結果</u></p> <p>総合的な評価の結果、以下のとおりとなります。</p> <table border="0"> <tr> <td>現在</td> <td>長期未着手都市計画道路</td> <td>29路線</td> <td>延長約55km</td> </tr> <tr> <td>存続</td> <td></td> <td>19路線</td> <td>延長約27km</td> </tr> <tr> <td>変更</td> <td></td> <td>4路線</td> <td>延長約3km</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td></td> <td>19路線</td> <td>延長約25km</td> </tr> </table> <p>※路線重複を含む</p> <p><u>見直し後の効果</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・存続及び変更路線を今後整備することにより道路ネットワークとして連続性の確保と交通混雑の解消が図れる。 ・今後整備する都市計画道路整備費が約40%削減され、期間の短縮も図れる。 	整備済み路線	38路線	延長約132km	（整備率約60.4%）	事業中路線	11路線	延長約29km		長期未着手路線	29路線	延長約55km	※見直し対象路線	現在	長期未着手都市計画道路	29路線	延長約55km	存続		19路線	延長約27km	変更		4路線	延長約3km	廃止		19路線	延長約25km
整備済み路線	38路線	延長約132km	（整備率約60.4%）																										
事業中路線	11路線	延長約29km																											
長期未着手路線	29路線	延長約55km	※見直し対象路線																										
現在	長期未着手都市計画道路	29路線	延長約55km																										
存続		19路線	延長約27km																										
変更		4路線	延長約3km																										
廃止		19路線	延長約25km																										
<p>意見提出期間</p>	<p>令和5年1月5日 ～ 令和5年2月6日</p>																												

担当:都市計画課 都市計画係
課長 森口 係長 大波
電話 024-525-3761(直通)